

各報道機関 様

KJ00492932
2025年7月18日

発信課	福祉保険部生活支援課
担当者	高桑
連絡先	電 話 直通 2 5 - 6 4 5 8 / 内線 5 1 5 4
	F A X 2 6 - 7 6 5 4
	E-mail seikatsushien@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日 程	
発表項目 (行事名)	令和 7 年度旭川市定額減税不足額給付金に係る申請書類の誤送付について
概 要 (趣 旨 ・ 日 時 ・ 場 所 ・ 内 容 等 を 記入すること。)	令和 7 年 7 月 1 5 日から実施している「定額減税不足額給付金」に関して、対象とならない死亡者の方に、申請書類である「通知書」及び「確認書」を送付する事務処理誤りがありました。 詳細は別添のとおりです。
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

令和 7 年 7 月 1 8 日
福祉保険部生活支援課

令和 7 年度旭川市定額減税不足額給付金に係る申請書類の誤送付について

令和 7 年 7 月 1 5 日から実施している「定額減税不足額給付金」に関して、対象とならない死亡者の方に、申請書類である「通知書」及び「確認書」を送付する事務処理誤りがありました。

1 誤りの内容

定額減税不足額給付金の対象者は、令和 6 年分の所得税の確定の結果、令和 6 年度に支給済の定額減税調整給付金と、本来給付すべき定額減税額に差額が生じた方が主であり、7 月 1 5 日に対象となる方に申請書類を送付しています。（通知書 2 1, 9 2 7 人、確認書 8, 6 2 3 人）

この送付にあたり、死亡している方は対象とならないことから、対象者リストから死亡者を随時削除する必要があるところ、令和 6 年 1 0 月 1 0 日から 1 0 月 3 1 日に死亡された方を対象者リストから削除していなかったため、誤って関係書類を送付してしまったものです。

2 判明の経過

7 月 1 8 日に通知書または確認書が届いた 2 人の方から、対象者が昨年 1 0 月に死亡されているとの連絡を受けたことから、職員がデータを再調査し、1 0 月 1 0 日から 1 0 月 3 1 日の間に死亡した方に誤送付していることを特定しました。

3 誤送付の件数

3 9 人（なお、既に給付金を支給した方はいません。）

4 今後の対応及び再発防止策

誤送付した 3 9 人の方には、7 月 2 2 日に謝罪文を送付する予定。

給付金の支給対象者リストの作成にあたっては、住民基本台帳や課税状況などを照合して確認を行っていますが、死亡者の取扱いに関する確認が不十分であったので、今後は複数職員によりその作業を徹底します。

（担当）福祉保険部生活支援課 電話 2 5 - 6 4 5 8